（登録検査機関の登録）

第十三条　法第十七条第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書を貼り付け、かつ、定款、登記事項証明書、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一～五　（略）

六　農産物検査を行う農産物検査員（法第十七条第二項第一号に規定する者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

七・八　（略）

2　（略）

（業務規程）

第二十一条　（略）

2　前項第一号の農産物検査の業務の実施方法に関する事項には、第十条第四項に規定する方法により検査証明を行う場合には、その旨及びその実施方法に関する事項を定めなければならない。

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第二十六条　法第三十三条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもつてしなければならない。

一～七　（略）

（登録検査機関の登録）

第十三条　法第十七条第一項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書を貼り付け、かつ、定款、登記事項証明書、役員の氏名及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

一～五　（略）

六　農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

七・八　（略）

2　（略）

（業務規程）

第二十一条　（略）

（新設）

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第二十六条　法第三十三条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。

一～七　（略）

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「農産物検査員」及び「氏　　名　　印」を削り、「備考　登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。」を加える。

別記様式第五号から別記様式第九号から別記様式第十二号までを次のように改正する。

別記様式第五号（第十条関係）

第　　号

検　査　証　明　書

検査請求者
住　所
氏名又は名称

1　検査年月日
令和　年　月　日

2　検査成績

種　類	生産年度	銘　柄	等　級	数　量	備　考

上記の事項を証明する。

令和　年　月　日
何　登録検査機関

備考
1　もみ、玄米、精米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
2　登録検査機関名に併せて農産部検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。